

◎新潟県告示第592号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和6年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名
株式会社内藤倉吉商店
代表取締役 内藤 達衛
- 2 主たる事務所の所在地
新潟県長岡市長町1丁目4番地6
- 3 取消年月日
令和4年6月30日